

平成28年第2回（2月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

1 開催日時 平成28年2月17日(水) 午後2時20分 開会  
午後4時00分 閉会

2 開催場所 市役所 2階第（一）会議室

3 出席者

委員長	多田 正行	委員長職務代理者	山口 修
委員	福島 友子	委員	中村 伸子
教育長	川島 悟		

(欠席委員)

なし

4 出席職員

教育部長	鈴木 和博	教育部次長 (兼教育総務課長)	森田 泰弘
教育部参事 (兼生涯学習課長)	原田 光雄	学校教育課長 (兼総合教育センター所長)	小川 幸男
体育振興課長	林 健司	学校給食センター所長	野呂 幸晴
市民会館館長	井口 崇	平川公民館副館長	勝畑 克子
長浦公民館副館長	中畑 浩治	根形公民館副館長	宮崎 光男
平岡公民館副館長	大津 忠志	中央図書館館長	簗島 正広
郷土博物館副館長	石渡 悟	学校教育課副参事	井関 徹太郎
総合教育センター参事	佐々木 伸司	教育総務課副参事	溝口 輝
教育総務課副参事	中山 久江	教育総務課主任主事	山田 倫志

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

## 6 議 題

- 日程第1 前回会議録の承認について
- 日程第2 今回会議録署名人の選出について
- 日程第3 教育長・教育部長報告

### 日程第4 議案

- 議案第1号 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の策定について
- 議案第2号 袖ヶ浦市立幼稚園の統合について
- 議案第3号 袖ヶ浦市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第4号 袖ヶ浦市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第5号 袖ヶ浦市小規模特認校の取扱いに関する要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第6号 袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱及び袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第7号 袖ヶ浦市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 日程第5 報告

- 報告第1号 臨時代理の報告について（平成28年第1回（2月招集）袖ヶ浦市議会定例会に付議する事件について）
- 報告第2号 臨時代理について（平成27年度一般会計補正予算（第4号））
- 報告第3号 臨時代理について（平成28年度一般会計当初予算）
- 報告第4号 第三次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定について
- 報告第5号 袖ヶ浦市スポーツ振興計画（後期計画）の制定について

## 7 議 事

- 日程第1 前回会議録の承認について  
委員長 前回定例会会議録の承認について賛成の挙手を求める。

委員長 全員一致で承認されました。

- 日程第2 今回会議録署名人の選出について  
委員長 中村委員を指名した。

### 日程第3 教育長・教育部長報告

委員長 教育長、教育部長に報告を求める。

教育長 第3回教育支援委員会（1月21日）、平成28年度袖ヶ浦市教育関係行事調整委員会（1月22日）、市内中学校新人駅伝大会（1月22日）、君津学園前理事長真板益夫先生「お別れの会」（1月23日）、えのさわ吉克年賀式・県政報告会（1月24日）、第3回学校給食センター運営委員会（2月2日）、航空自衛隊木更津分屯基地 空の音楽祭（2月6日）、青少年育成袖ヶ浦市民会議第2回理事会（2月9日）、地区行政連絡協議会（2月10日）に出席した。なお、第3回生徒指導推進会議（1月29日）は、インフルエンザに感染したため欠席したことを報告する。

教育部長 袖ヶ浦市青少年相談員50周年記念式典・祝賀会（1月30日）に出席した。

### 日程第4 議案

議案第1号 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）の策定について

委員長 事務局に説明を求める。

教育総務課

溝口副参事 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン（後期計画）を別添のとおり策定したので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第7条第1号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものである。提案理由は、第二期袖ヶ浦市教育ビジョン前期計画の5年間で終了することから、平成28年度を初年度とする後期計画を策定しようとするもので、計画策定に当たり昨年12月21日から1月20日までパブリックコメントを実施したところ意見の提出がなかったことから原案のとおり後期計画を策定しようとするものである。なお、今後のスケジュールについては、3月1日の政策会議でパブリックコメントの実施結果について報告を行い3月中旬に公表を予定しているところである。

委員長 議案第1号について委員に質疑を求める。

山口委員長

職務代理者 市民に分かり易い概要版を作成し、浸透するよう図られたい。

教育総務課

溝口副参事 市長から教育ビジョン概要版で教育大綱についても記載するよう指示があったので、併せて記載する形式で作成する予定である。

(他に質疑なし)

委員長 賛成の挙手を求める。

委員長 議案第1号は賛成全員で承認されました。

#### 議案第2号 袖ヶ浦市立幼稚園の統合について

委員長 事務局に説明を求める。

教育部次長 袖ヶ浦市立中川幼稚園と今井幼稚園の統合を方針とすることについて、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第7条第22号の規定により袖ヶ浦市教育委員会の議決を求める。提案理由は、幼児教育の充実と安全・安心な教育環境を提供するため、市立幼稚園を1幼稚園体制としようとするものである。

庁内における幼保連携の検討について、幼保連携推進検討委員会を立ち上げて検討してきたところであり、検討委員会における検討内容及び案については、今まで説明させていただいてきたところである。

幼稚園と保育所の現状は、市内の幼稚園では入園者数が減少傾向にあり、市立幼稚園においては入所率は年々低下している状況にある。一方、保育所では定員を超え、児童を受け入れている施設もある。

昭和地区では、袖ヶ浦駅海側特定土地地区画整理事業による人口増加が予想され、平成30年度を目途に定員120人の保育を中心とした新規施設の整備を見込んでいる。平川地区においては、平川地区全体で施設定員を下回っており、今後も人口減少が見込まれている。

このような現状から幼保連携推進検討委員会で、①教育・保育を一体的に包括し、多様な市民ニーズに対応し、利便性の向上を図るため、認定こども園化を推進する。②入所待ち児童の受け入れ枠の拡大を図る。③昭和地区における認定こども園の新設、今井幼稚園のあり方と耐震工事について ④平川地区における中川幼稚園、平川・吉野田保育所の認定こども園化、吉野田保育所のあり方と耐震工事について、検討を重ねてきたところである。

これらの検討を踏まえ、幼保連携推進検討委員会の方針案は、昭和地区に認定こども園を新設し、今井幼稚園を休園とする。平川地区では、吉野田保育所を認定こども園化し、中川幼稚園を機能移転後に廃止するというものであった。この方針案については、過去の教育委員会会議や総合教育会議で議論され、認定こども園における幼児教育の質の維持、また検討委員会案もやむを得ないといったような意見や考えも示されたきたところである。

また、公立幼稚園児の保護者へのアンケートの中での意見や内容等を踏まえると、①市立幼稚園に対する満足度の高さと運営継続を望む市民ニーズがある。②統一性のある袖ヶ浦市の教育・保育の検討が必要である。③認定こども園化による幼児教育の質の低下を招かないよう十分な検討が必要である。④認定こども園制度への認知不足がある。⑤多様な保育ニーズへの対応や立地適正、改修費用を踏まえると今井幼稚園は現敷地で機能向上を図り継続して運営することが困難である。⑥耐震改修済みの中川幼稚園を有効活用すること。以上により市立幼稚園を1園体制として、公立の幼児教育を残すべきだと判断したものである。

なお、入園者数については、現在の今井、中川幼稚園の定員数は各々210名のところ、28年度当初の入園見込者数は2園で230名となっている。直近の過去4ヶ年の入園者数の減少率は9%程度で推移している状況にあるため、今後も減少が予測される場所である。

これらを踏まえ教育委員会と保育部門の双方で調整し、最終案として、市立幼稚園を1幼稚園体制とし市内全域へ市立の幼児教育を提供する。また昭和地区に増加する入所待ち児童へ対応するため、新規施設を整備する。新規施設については、多様な保育ニーズに対応するために、民設民営の認定こども園とする。認定こども園の保育所部分の定員については、子育て応援プランのニーズ量に基づき、定員120名の施設を検討する。平川地区においては、中川幼稚園が存続するため、吉野田保育所を安全・安心な施設とするため、耐震診断を実施するというものを最終案としたものである。

今後の幼保連携の検討については、統一性のある教育・保育を提供するため、教育部門と子育て部門が連携し、市立幼稚園・保育所の幼児教育カリキュラムの作成に取り組んでいくこととし、認定こども園については、先進事例等を精査しながら、引き続き検討を行い、段階的に取り組んでいくとした。

幼保連携のスケジュールについては、28年度から幼児教育のカリキュラムの検討作業を開始する。

昭和地区の民設民営の認定こども園については、5月から公募を行い、8月に事業者を決定し、29年度に工事着手、30年度の開設、また吉野田保育所については、28年度に耐震診断を行い、29年度に耐震大規模改修実施設計、30年度に耐震補強及び大規模改造を行っていくといったスケジュールとしている。

また、市立幼稚園統合に向けたスケジュールについては、本日、方針決定をいただければ、3月1日の政策会議で庁内合意形成を図り、3月25日の全員協議会にて説明を行い、直ちに統合に向けた準備を進めていきたいと考えている。そして、夏ごろに保護者及び地区説明会を開催するとともに、市民を対象とした各種説明会の場を活用した説明と広報及びホームページ等によるPRを実施し、30年度に統合による運用を開始をしたいと考えている。

1幼稚園体制によって、乗車時間が長くなることが予想されることから、想定送迎ルートの9ルートでバス送迎所要時間を調査した。結果は、最長乗車時間は36分で現在の最長乗車時間35分と大きく変わらないものであった。

今井幼稚園の建替えについては、今井幼稚園の耐震補強工事及び大規模改修工事を実施する場合、工事期間中、仮園舎を備えなければならないといった課題や公設公営で行う場合、補助金をあまり見込めないため、多くを市費で賄わなければならない。事業費も相当かかり困難であるという認識をもっている。このようなことから今井幼稚園を中川幼稚園に統合し1園体制とし、運用していきたいと考えるものである。

委員長 議案第2号について委員に質疑を求める。

山口委員長

職務代理者

すべての子どもに質の高い教育・保育の提供を目指すとして、市原市は市立幼稚園を廃止し、全ての保育園を段階的に認定こども園化に移行するとした。市原市では市立幼稚園及び市立保育所再編成計画を策定したように、本市の市立幼稚園及び保育所についても市全体で検討し方向性を出す必要があるのではないだろうか。

教育部次長

本市における市立の幼稚園と保育園について、認定こども園化も含めた全体での幼児教育・保育の在り方は総合教育会議で確認している。

また、認定こども園については、昭和地区の民設民営の認定こども園の運営状況、課題等を把握し、今後の市民理解、ニーズ等を踏まえ、引き続き検討していくものである。

山口委員長  
職務代理者

袖ヶ浦市は公設公営の幼稚園における幼児教育の提供を当面の間、継続すると理解してよろしいか。他の市立保育所を今後どのようにしていくのか、また、市全体での幼保連携や幼稚園と保育所の在り方について、方向性を出したうえで、政策判断していかなければならないと思う。当面、市立幼稚園統合案を棚上げすることはできないか。

また、幼稚園と保育園では文化が違うといった意見も過去あったが、同一のカリキュラムは可能であると判断したのか。

教育部次長 公設公営の幼稚園における幼児教育の提供については、今後も市民ニーズ等、状況を見定め判断していくものである。

教育部長 認定こども園について、否定的な立場を取っているわけではないため、今後も市原市等の先進事例を調査研究していきたい。また、袖ヶ浦市の将来における人口の動き等を踏まえ、市民ニーズに対応していく必要があると考えている。

全体での基本方針が定まるまで統合を棚上げできないかについては、耐震性の問題や昭和地区の待機児童等、現在の逼迫した状況下においては難しいと考える。この統合は幼保連携に向けた、第1段階として考えていただきたい。

また、同一カリキュラムについて、幼稚園、保育所それぞれの国の指針に基いて、平成28年度から2年間かけて作成する予定となっている。

学校教育課長 同一カリキュラムについて、先進地等を参考に作成する予定であるが、昭和地区に誘致する認定こども園は私立であるためどの程度、教育委員会が関与できるかは未定となっている。

山口委員長  
職務代理者

待機児童対策によって教育・保育の質の低下を招かないようにしていただきたい。

また、1園体制となる際には、今井幼稚園教諭の人事面等に問題はないか。

教育部次長 中川幼稚園に異動となる教諭もいるとは思いますが、幼稚園教諭と保育士の双方の資格を有する職員については、公立保育所で保育士として勤務いただくことになると思われる。

教育長 認定こども園は、1つの理想郷のように見えているが、実はまだまだどういった施設なのか認識が十分でないように思う。これから福祉部門を中心に認定こども園を誘致し、民間が運営していくなかで、認定こども園の実態がつかめていくことになる。まだどのような園が来るか分からないが、他市の事例であったように、幼児教育に対する基本方針について公私連携を採用できれば良いと考えている。

また、昭和地区に誘致する認定こども園が市民から信頼を得て、理解されていくようになれば、今後、認定こども園の需要、ニーズといったものが時代の流れとともに増えていくかもしれないと考えている。

(他に質疑なし)

委員長 賛成の挙手を求める。

委員長 議案第2号は賛成全員で承認されました。

議案第3号 袖ヶ浦市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定  
について

議案第4号 袖ヶ浦市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定  
について

議案第5号 袖ヶ浦市小規模特認校の取扱いに関する要綱の一部を改正する  
告示の制定について

教育総務課

中山副参事 議案第3号から第5号については、行政不服審査法の施行に伴い、関係する規則等の一部を改正しようとするものであるため、一括して説明させていただきたいがよろしいか。

委員長 事務局から申出のあった、議案第3号から第5号について、一括して説明することを認める。

教育総務課

中山副参事 行政不服審査法の全部改正では、主に公正性の向上、使いやすさの向上の観点から、時代に対応した見直しが行われ、教育委員会規則等に関連する改正としては、使いやすさの向上の観点から、不服申立期間の延長、不服申立手続の一元化の見直しにより、「60日以内」を「3か月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」



へと改正するものである。

よって、議案第3号袖ヶ浦市教育委員会会議規則の一部改正においては、第13条第1項第2号から「異議申立て」を削除、議案第4号袖ヶ浦市教育委員会処務規程の一部改正においては、第12条第1項第4号の「異議申立て等」を「審査請求等」に改正しようとするものである。

学校教育課長 袖ヶ浦市小規模特認校の取扱いに関する要綱の一部改正においては、様式第4号、第5号中「60日以内」を「3箇月以内」に、「異議申し立て」を「審査請求」に改正しようとするものである。

委員長 議案第3号について委員に質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 議案第3号について賛成の挙手を求める。

委員長 議案第3号は賛成全員で承認されました。

委員長 議案第4号について委員に質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 議案第4号について賛成の挙手を求める。

委員長 議案第4号は賛成全員で承認されました。

委員長 議案第5号について委員に質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 議案第5号について賛成の挙手を求める。

委員長 議案第5号は賛成全員で承認されました。

議案第6号 袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱及び袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示の制定について

委員長 事務局に説明を求める。

学校教育課長 行政不服審査法及び袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴い、関係する要綱の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部改正内容については、様式第1号に個人番号欄を追加し、様式第2号の申請者記入欄の位置を修正する。また、様式第5号及び様式第11号では、「60日以内」を「3か月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改正しようとするものである。

袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正については、様式第1号に個人番号欄を追加し、様式第2号の申請者記入欄の位置を修正する。また、様式第3号及び様式第9号では、「60日以内」を「3か月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改正しようとするものである。

委員長 議案第6号について委員に質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 賛成の挙手を求める。

委員長 議案第6号は賛成全員で承認されました。

議案第7号 袖ヶ浦市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

委員長 事務局に説明を求める。

学校教育課長 袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴い、関係する規則の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部改正については、様式1号に個人番号欄を追加する。また、別表第1及び別表第2の第3階層の欄に「養育里親等」を加えるものである。

委員長 議案第7号について委員に質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 賛成の挙手を求める。

委員長 議案第7号は賛成全員で承認されました。

## 日程第5 報告

報告第1号 臨時代理の報告について（平成28年第1回（2月招集）  
袖ヶ浦市議会定例会に付議する事件）

委員長 事務局に説明を求める。

教育部次長 平成28年第1回（2月招集）袖ヶ浦市議会定例会に付議する教育委員会に係る事件について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第8条第1項により臨時代理したので、同条第2項の規定により報告するものである。本件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要するため教育委員会を招集する時間がなかったため、臨時代理を行ったものである。

付議事件は、袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について、袖ヶ浦市地区会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、財産の無償譲渡についての3件である。

袖ヶ浦市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定については、この中に袖ヶ浦市個人情報保護条例及び袖ヶ浦市情報公開条例に関する改正が含まれており、教育委員会がこの条例の中で実施機関と位置付けられているため、市長より意見を求められたものである。

袖ヶ浦市個人情報保護条例の一部改正については、第21条の2で審理員による審理手続に関する規定の適用除外が新たに設けられたほか、「不服申立て」を「審査請求」に改めるなど文言の改正を行うものである。また、袖ヶ浦市情報公開条例の一部改正については、第15

条の2で審理員による審理手続に関する規定の適用除外が新たに設けられたほか、「不服申立て」を「審査請求」に改めるなど文言の改正を行うものである。

袖ヶ浦市地区会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに財産の無償譲渡については、奈良輪会館を奈良輪区に無償譲渡するため、市長より意見を求められたものである。

委員長 報告第1号について委員に質疑を求める。

(質疑なし)

報告第2号 臨時代理について（平成27年度一般会計補正予算（第4号））

委員長 事務局に説明を求める。

教育部次長 平成27年度一般会計補正予算（第4号）について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第8条第1項により、臨時代理したので、同条第2項の規定により報告するものである。教育委員会に係る予算議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要するため教育委員会を招集する時間がなかったため、臨時代理を行ったものである。

平成27年度一般会計補正予算（第4号）について、各課の主な補正内容について説明する。歳入については、小・中学校の給食費負担金は児童生徒数の減に伴い827万円程の補正減を行った。また、小・中学校費補助金については、本年度の工事に伴う補助金の増減による補正である。なお、長浦中学校防災機能強化補助金は、平成28年度に予定していたが、国の補助金が見込めないということで、前倒しで実施するものである。寄付金については、木更津法人会からの寄付が25万円あったので補正増とした。諸収入については、埋蔵文化財民間調査未受託による調査費用返金等により補正減とした。

歳出については、教育総務課予算の教育施設整備基金積立では、近年の工事実施により基金が減少してきたため、5,000万円の積立を行うものである。続いて、中学校吊天井等耐震対策工事について、先ほど歳入で説明したとおり前倒しで実施するため補正計上した。

学校教育課の中学校教育課程振興事業については、県大会等出場に伴う増として教育振興事業助成金で57万5,000円増を計上した。

総合教育センターの学校図書館支援センター運営事業、国際理解教育推進事業については、歳入でご説明した寄付金を受け、大型絵本購入で15万円の増、英語図書購入で10万円の増とした。

学校給食センターの共同調理事業については、児童生徒数の減に伴い単契賄材料費等を補正減とした。生涯学習課の埋蔵文化財調査事業については、民間調査の未受託に伴い補正減とした。その他は執行残等による補正である。

委員長 報告第2号について委員に質疑を求める。

(質疑なし)

### 報告第3号 臨時代理について（平成28年度一般会計当初予算）

委員長 事務局に説明を求める。

教育部次長 平成28年度一般会計当初予算について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第8条第1項により、臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。教育委員会に係る予算議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要するため教育委員会を招集する時間がなかったため、臨時代理を行ったものである。

平成28年度袖ヶ浦市一般会計当初予算の概要について説明する。一般会計当初予算額は233億7千万円であり、歳出内訳は、教育費は27億8873万4千円で歳出に占める割合は11.9%となっている。学校教育に係る施策については、本市独自で配置している基礎学力向上支援教員、特別支援教員及びスクールカウンセラーの活用などにより、子ども一人一人に応じたきめ細やかな指導を行い、基礎学力の向上や心の問題に対応していくものである。特に、特別支援教員については増員を予定している。文化・芸術については、市民主体で開催する袖ヶ浦美術展や地域の伝統芸能の継承を支援するほか、千葉県指定史跡山野貝塚など貴重な文化財や活用に努めるものである。

主要事業のうち、新規事業は、老朽化した排水設備等の更新とトイレの洋式便器への改修工事「小学校環境整備事業」、市民会館レストランを活用し、若い女性シェフの飲食店起業をサポートし自立を支援する「花咲け！女性シェフ応援事業」、公民館の吊天井等の非構造部材の

改修工事「社会教育施設吊天井等耐震対策事業」を実施する。また公民館地域連携推進事業、読書普及事業では一部で新規事業を実施する予定となっている。

委員長 報告第3号について委員に質疑を求める。

(質疑なし)

報告第4号 第三次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定について

委員長 事務局に説明を求める。

生涯学習課長 第三次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画について、平成27年1月21日から平成28年1月20日までパブリックコメントを実施しましたが意見が無かったため、原案のとおり策定したので報告する。

委員長 報告第4号について委員に質疑を求める。

(質疑なし)

報告第5号 袖ヶ浦市スポーツ振興計画（後期計画）の制定について

委員長 事務局に説明を求める。

体育振興課長 袖ヶ浦市スポーツ振興計画（後期計画）について、平成27年1月21日から平成28年1月20日までパブリックコメントを実施しましたが意見が無かったため、原案のとおり策定したので報告する。

委員長 報告第5号について委員に質疑を求める。

(質疑なし)